

事務連絡

平成22年8月20日

各
都道府県
政令市
特別区
} 衛生主管部(局) 家庭用品安全対策主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課
化学物質安全対策室

デスクマットの使用に伴う重大製品事故について（第13報）

今般、デスクマットの使用に伴う重大製品事故が発生した旨、消費生活用製品安全法第35条第4項の規定に基づき、消費者庁より通知がありましたので、別添のとおりお知らせいたします。消費者への周知・注意喚起等についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。



Press Release

平成22年8月20日(金)

厚生労働省医薬食品局

審査管理課化学物質安全対策室

室長 長谷部 和久

補佐 柴辻 正喜

専門官 古田 光子

担当 間宮 弘晃 (2424)

電話代表 03-5253-1111

デスクマットの使用に伴う重大製品事故について（第13報） 新たにアレルギー性接触皮膚炎発症の事例が報告されました

【ポイント】

- ・ コクヨS & T株式会社製のデスクマットの使用に伴う重大製品事故として、アレルギー性接触皮膚炎発症の新たな報告がありました。
- ・ 平成19年6月1日の第1報以来、今回が13回目の公表であり、コクヨS & T株式会社では現在実施している製品回収等の措置を引き続き行っていく予定です。
- ・ 今回、回収措置実施後に本製品を使用している方からの重大製品事故報告があつたため、改めて使用している方への注意をお願いします。

標記については、第1報から第12報※を発表したところですが、今般、別紙のとおり、消費生活用製品安全法第35条第4項の規定***に基づき、同じ製品の使用に伴う新たな重大製品事故の発生事例について、消費者庁から通知がありました。

これまでお知らせしたとおり、既に製造元では対象製品の製造・出荷を停止し、事実関係を公表の上、平成18年10月から製品の回収等を行っています。さらに、平成19年6月29日の当室からの要請を受けて、不特定多数の使用者への注意喚起と当該製品の回収等の強化が進められています。しかしながら、今回これらの対応後も本製品を使用していた方の事故が報告されましたので、改めて使用者の皆様に注意をお願いするものです。

当室では、都道府県等にも情報を提供し、改めて消費者への周知・注意喚起について協力を要請しました。

※ 発表日は、それぞれ平成19年6月1日、6月7日、6月15日、6月22日、6月29日、7月27日、8月10日、9月28日、10月12日、11月22日、平成20年2月21日、平成22年4月6日

※※ 平成19年5月14日に改正法が施行され、消費生活用製品の使用に伴う重大製品事故について事業者から経済産業省(平成21年9月より消費者庁)への報告が開始されました。報告された重大製品事故のうち、製品に使用されている化学物質が事故原因と考えられるものについては、厚生労働省医薬食品局化学物質安全対策室に通知されます。当室では、今後も消費者庁から重大製品事故報告の通知がある場合に、危険の回避に必要な事項等について適宜情報提供を行っていくこととしています。

別紙1 事故内容等

今回新たに通知された事例

報告事例の概要					
No.	消費者庁から情報を入手した日 (報告事例を企業が認識した日)	事故発生日	事故発生場所	被害分類	事故概要
47	平成 22 年8月17日 (平成 22 年8月4日)	平成21年 12月	愛知県	負傷又は疾 病(治療に要 する期間が 30 日以上)	被害者 女性 職場で当該製品を使用し ていたところ、アレルギー 性接触皮膚炎を発症した

製品に関する情報

平成9年10月から平成13年2月まで販売。累積販売数量は、353, 410枚。
コクヨS & T社からの報告によれば、これまでに、重大製品事故に該当しない軽症のもの、デスクマットとの因果関係が不明なものも含め、皮膚炎の被害が1, 235件確認されています（平成22年7月30日時点）。うち46件は重大製品事故として当室より公表し、そのうち17件については公表後重大製品事故ではないと判明しました。

<製造元の対応>

本製品について、平成18年10月から、新聞紙上の社告、自社のホームページにおける告知、販売店を経由した納入先及び顧客への告知、販売したお客様が判明している場合には直接の電話及び訪問による告知によって、注意喚起と製品の回収・交換が行われている。また、平成19年6月29日の当室からの要請を受け、販売店を経由した納入先及び顧客への告知を繰り返し実施することや、新たな方策としてネット配信や医療機関向けの告知を行うことなどによって、不特定多数の使用者への注意喚起と当該製品の回収等の強化が進められている。

対象製品に心当たりのある方へ

- コクヨS&T(株)では、平成18年8月に、(独)製品評価技術基盤機構から、当該製品に含有されていた抗菌剤(2, 3, 5, 6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン(略称TCMSP))が原因と考えられる皮膚炎発症事例があると指摘を受け、同年10月から数回の社告等により周知を行い、当該製品に関する注意喚起、製品回収・交換を行っています。別紙2の回収対象製品に心当たりのある方は次のところへ連絡してください。

(連絡先)

コクヨお客様相談室

フリーダイヤル 0120-550146(特設ダイヤル)

0120-201594

受付時間:月曜日～金曜日(祝祭日を除く)9時～18時

URL <http://www.kokuyo.co.jp/info/>

デスクマット等長時間皮膚に接触する製品を使用される方へ

- デスクマットのように長時間皮膚に接触する製品を使用することによって身体に異常を感じた場合には、当該製品の使用は極力避けてください。使用を継続すると、症状の悪化を招き、後の治療が長引く可能性があります。症状が改善しない場合には専門医の診療を受けてください。再度使用して同様の症状がみられる場合には、同一の素材のものの使用は以後避けるようにしてください。
- 使用前には必ず注意書きをよく読み、正しい使用方法を守ってください。アレルギー疾患を持つ方は、化学物質に対して感受性が高くなっている可能性があるので、自分がどのような化学物質に反応する可能性があるのかを認識し、使用する製品の素材について注意を払うことも大切です。

※なお、第1報～第12報までに公表した報告事例については別紙3を参照。

別紙2

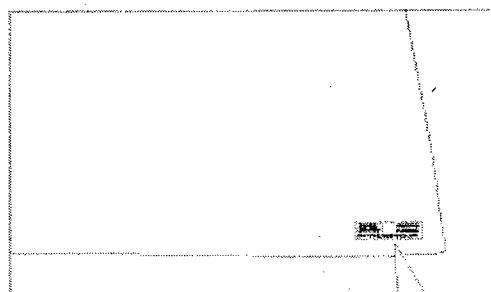
対象製品 (コクヨHP参照 <http://www.kokuyo.co.jp/>)

品名 デスクマット軟質(非転写・抗菌仕様)

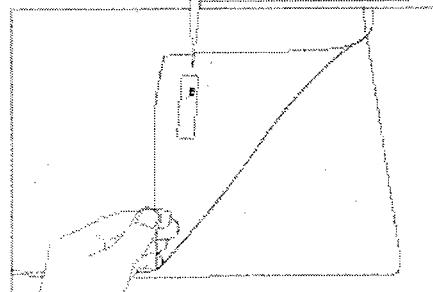
品番 下記の一覧表通り

対象 製品右下に貼られている品番シールの裏面に数字1桁とアルファベット1文字が表示されていますが、その数字が、7,8,9,0で、かつ黒色のもの

(製品のオモテ面)



品番シール・ウラ面

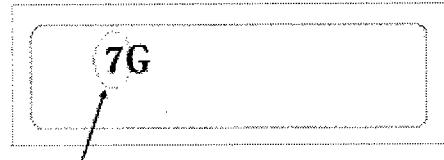


品番シール・オモテ面

(品番シール・オモテ面)



(品番シール・ウラ面)



この数字が黒色でかつ「0,7,8,9」の表示のあるもの

対象品番		
マ-400NM	マ-500N	マ-MX517N
マ-406NM	マ-506N	マ-MX527N
マ-407NM	マ-507N	マ-MX547N
マ-411NM	マ-511N	マ-MX567N
マ-412NM	マ-512N	
マ-413NM	マ-513N	

マ-415NM	マ-515N	
マ-416NM	マ-516N	
マ-417NM	マ-517N	
マ-427NM	マ-527N	
マ-428NM	マ-528N	
マ-447NM	マ-547N	
マ-448NM	マ-548N	
マ-467NM	マ-567N	
マ-468NM	マ-568N	

※末尾に"G"が付いている品番は対象外です。例)マ-400ONGは対象外です。

※2000年9月~現在までの生産分につきましては、同じ品番を使用しておりますが、対象品とは異なる抗菌剤を使用しておりますので問題ございません。

ロット NO.	黒色表示
数字 1 桁	0、7、8、9
アルファベット 1 文字	A、E、G、H、I、M、N、O、R、S、T、Y

第1報～第12報にてお知らせ済の事例(発生日順に整理)

製品名：デスクマット「抗菌デスクマット『デスクマット軟質(非転写・抗菌仕様)』」		報告事例の概要			
No.	経済産業省(No.46消費者(報告事例を入手した日(報告した日)から情報をお手した企業が認識した日)平成22年4月5日(平成22年2月18日))	事故発生日	事故発生場所	被害分類	事故概要
46	平成19年8月2日(平成19年7月23日)	平成19年4月	北海道	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していきたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
38	平成19年6月14日(平成19年6月4日)	平成19年4月	北海道	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していきたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
21	平成19年5月31日(平成19年5月21日)	平成19年4月下旬	大阪府	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していきたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
4	平成19年6月8日(平成19年6月1日)	平成19年2月	和歌山県	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 女性 当該製品を使用していきたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
20	平成19年6月8日(平成19年6月1日)	平成18年頃	宮崎県	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していきたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
24	平成19年6月14日(平成19年6月4日)	平成18年頃	東京都	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していきたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
31	平成19年6月18日(平成19年6月5日)	平成18年頃	愛知県	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 女性 当該製品を使用していきたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
45	平成20年2月14日(平成20年2月4日)	平成18年頃	大阪府	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していきたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
40	平成19年8月3日(平成19年7月24日)	平成17年6月頃	長崎県	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していきたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
29	平成19年6月18日(平成19年6月5日)	平成17年	千葉県	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していきたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で

【製品名：デスクマット「抗菌デスクマット『デスクマット軟質(非転写・抗菌仕様)』」					
報告事例の概要					
No.	経済産業省から情報を入手した日 (報告事例を企業が認識した日)	事故発生日	事故発生場所	被害分類	事故概要
43	平成19年10月9日 (平成19年9月27日)	平成17年頃	東京都	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
16	平成19年6月7日 (平成19年5月30日)	平成17年頃	鳥取県	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
22	平成19年6月14日 (平成19年6月4日)	平成16年頃	大阪府	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 女性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
39	平成19年8月3日 (平成19年7月24日)	平成16年頃	神奈川県	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
37	平成19年7月20日 (平成19年7月13日)	平成15年6月頃	愛知県	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
7	平成19年5月31日 (平成19年5月22日)	平成15年	兵庫県	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 女性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
25	平成19年6月14日 (平成19年6月4日)	平成14年頃	北海道	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 女性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
35	平成19年6月18日 (平成19年6月8日)	平成14年頃	熊本県	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 女性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
36	平成19年6月22日 (平成19年6月12日)	平成14年頃	東京都	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
42	平成19年9月25日 (平成19年9月14日)	平成13年10月頃	大阪府	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で

製品名：デスクマット 製造事業者：コクヨS&T(株)「抗菌デスクマット『デスクマット軟質(非転写・抗菌仕様)』」					
報告事例の概要					
No.	経済産業省から情報を入手した日 (報告事例を企業が認識した日)	事故発生日	事故発生場所	被害分類	事故概要
13	平成19年6月7日 (平成19年5月30日)	平成13年頃	神奈川県	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 女性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
23	平成19年6月14日 (平成19年6月4日)	平成13年頃	宮崎県	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
30	平成19年6月18日 (平成19年6月5日)	平成12年	熊本県	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 女性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
41	平成19年8月3日 (平成19年7月24日)	平成12年頃	千葉県	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
1	平成19年5月25日 (平成19年5月15日)	平成11年7月	青森県	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 20歳代女性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
44	平成19年11月15日 (平成19年11月6日)	平成11年頃	新潟県	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
32	平成19年6月18日 (平成19年6月5日)	平成11年頃	栃木県	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
17	平成19年6月8日 (平成19年5月31日)	不明	北海道	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 女性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で
18	平成19年6月8日 (平成19年5月31日)	不明	北海道	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した 職場で

事業者による追跡調査の結果、報告の対象(治療に要する期間が30日以上等)でないことが判明したため、既報の表から削除した整理番号